

テキサス州の学校図書館プログラム基準に関する考察

比較図書館情報学研究グループ
瀬戸口誠・坂下直子・大城善盛

1. はじめに

日本において、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）の学校図書館の状況が紹介される際には全米レベルの情報が多く、州レベルの情報は少ない。そのため、比較図書館情報学研究グループは、州レベルの学校図書館プログラム基準に焦点を当て、本発表ではテキサス州の学校図書館プログラム基準を取り上げる。

テキサス州では 1997 年にテキサス州立図書館・文書館委員会（Texas State Library and Archives Commission）とテキサス教育省（Texas Education Agency）によって「学校図書館プログラム：テキサス州のための基準とガイドライン」（*The School Library Programs: Standards and Guidelines for Texas*）（以下、『テキサス州学校図書館基準』）が作成された。それから 2005 年に改訂され、さらに 2017 年に改訂・公表された。2017 年版では、学校図書館プログラムを評価し発展させるためのツールになることを意図しており、「テクノロジー長期計画、2006~2020」（Long Range Plan for Technology 2006-2020）、「テキサスにおける必須の知識とスキル」（Texas Essential Knowledge and Skills）、「3~18 歳の児童生徒の教師のための図書館メディア基準」（Library Media Standards for Teachers of Students Ages 3~18）、「全米教職専門職委員会基準」（National Board for Professional Teaching Standards, Revised 2012）とも合致している、と記している。本発表では、2017 年改訂版に基づいてテキサス州の学校図書館基準を検討し、日本への示唆を得ることを目的とする。

2. 『テキサス州学校図書館基準』の法的根拠

2018 年制定のテキサス州の Administrative Code（行政法）は、Title 13 (Cultural Resources)、Part 1 (Texas State Library and Archives Commission), Chapter 4 (School Library Programs), Subchapter A (Standards and Guideline), Rule § 4.1 (School Library Programs: Standards and Guidelines for Texas)、となっている。そこには次のように記されている¹。

- a) 『テキサス州学校図書館基準』はテキサス州立図書館・文書館委員会によって採用[作成]されている。現在の基準はレビュー目的で設置された諮問委員会の推薦に基づいている。
- b) この基準はテキサス州の[すべての]学区（独立系、公立系、チャータースクール等）に適応可能である。
- c) この行政法は、学校図書館プログラムのための 6 つの共通信念（情報リテラシー、探究、読書、デジタル学習、安全な育成環境、リーダーシップ）と付録について記してある。

上記から、本発表で取り上げる『テキサス州学校図書館基準』は 2018 年にテキサス州の行政法の一部になっていることを最初に記しておく。また、テキサス州の教育法（Education Code）の 33.021 項は「図書館基準」（Library Standards）になっており、そこには「テキサス州教育委員会（Texas State Board of Education）と相談して、テキサス州立図書館・文書館委員会とテキサス教育省は学校図書館サービスのための基準を[作成]採用する。学区は図書館サービスを開発、実施、及び進展させる際にその基準を考慮すること」、と記されており²、『テキサス州学校図書館基準』は教育法の一部にもなっていることも確認しておく。

3. 「テキサス学校図書館の使命」（Mission of Texas School Libraries）

『テキサス州学校図書館基準』には「テキサス学校図書館の使命」（Mission of Texas School Libraries）という項目もあり、次のように記している。

資格を有するライブラリアンと訓練を受けたスタッフは、学校コミュニティの中でリテラシーと探

究の文化を育成する。教授チームの必須要員として、ライブラリアンはカリキュラムの設計と実施において教師たち (teachers) と協働する (collaborate) 教師 (teacher) である。ライブラリアンは、専門職的に構築されたコレクションを維持し、学習者のアカデミックな、また個人的な関心事でリソースを探す (見つける) 際に支援する。ライブラリアンは、情報リテラシーやデジタル・リテラシーを有する市民の典型となり、またそれらのリテラシーを教える。そして、ますます複雑化し、進化するグローバル環境において学習者が倫理的、かつ情報に基づいた選択ができるよう指導する。

4. テキサス学校図書館の共通信念 (Common Beliefs of Texas School Libraries)

『テキサス州学校図書館基準』には「テキサス学校図書館の共通信念」(Common Beliefs of Texas School Libraries) という項目もあり、次のように記している。

- 1)学校図書館は、[生徒が]様々なフォーマットの情報を効果的に見つけ、正確に評価し、倫理的に利用し、明瞭に伝達できるよう、対象を限定した指導を行って情報リテラシーを促進する。
- 2)学校図書館は、知識の探索、創造及び共有を含んだ探究のための、情報へのアクセスを準備し、生徒と職員の学習を支援する。
- 3)学校図書館は、大学進学、就職、そして人生において、必須のスキルである学習と喜びのための読書を支援する。
- 4)学校図書館は、欠くことのできないテクノロジー・センターである。機器やオンライン・リソースへのアクセスを準備し、個人的な学習を支援し、プライバシー、安全性、エチケット、ネット上の誹謗中傷[に対する対応]、等のデジタル・リテラシーを教える。
- 5)学校図書館は、[教師の]指導と[生徒の]学習のために必須であり、安全で、魅力的なセンターである。
- 6)学校図書館は、準専門職の職員によって支援され、資格を有する専任のスクール・ライブラリアンが勤務している時、効果的である。

5. 『テキサス州学校図書館基準』の内容

『テキサス州学校図書館基準』は、核となる価値観に基づいているとし、7つの構成要素を挙げている。(但し、7番目の構成要素は「付録」になっている。)ここでは、特に1から3について検討する。

- 構成要素(Strand)1. 情報リテラシー (Information Literacy)
- 構成要素(Strand)2. 探究 (Inquiry)
- 構成要素(Strand)3. 読書 (Reading)
- 構成要素(Strand)4. デジタル学習 (Digital Learning)
- 構成要素(Strand)5. 安全な育成環境 (Safe and Nurturing Environment)
- 構成要素(Strand)6. リーダーシップ (Leadership)
- 構成要素(Strand)7. 付録(Appendix)

各構成要素は学校図書館プログラムの大きな領域とマッチしており、各構成要素は領域 (Dimension) に分かれ、各領域は各構成要素を支え、期待になっている、と記している。また、[テキサス州の]教育法の 33.021 項に従い、この基準は推薦[文書]であり強制的ではないとも記し、各学校が各図書館プログラムを点検し、教育目的と一致する結果へ努力する手段として設計されている、と記している。また、各構成要素は複数の領域から成り立っているが、さらに、各領域は更なる細い項目に分かれ、その細い項目の下で、1) 優秀 (Distinguished)、2)達成している (Accomplished)、3)熟達 (Proficient)、4)進展しつつある (Developing)、5)改善要 (Improvement Needed)、の5レベルを示している。以下に、構成要素の内容といくつかの具体的な基準を示す。

5. 1 構成要素 1. 情報リテラシー (Information Literacy)

学校図書館プログラムは、児童生徒が多様なフォーマットにある情報を効果的に見つけ、正確に評価し、倫理的に利用し、明瞭に伝達できるよう情報リテラシー教育を行う。領域 1 と領域 2 の 2 領域から成る。

具体例：領域 1 (1.1.0). 学習者と教師は特定の目的を達成するために情報を効果的に使う。また、彼ら/彼女らは、探究ニーズ、アカデミック・ニーズ、そして/もしくは個人的ニーズのために印刷形及びデジタル形のリソースへアクセスし、評価する。

(表 1)

優秀	(1.1.1) すべての児童生徒が、a)学校図書館をテクノロジー・センターとしてのアクティブ・ラーニングに、b)協働者として、c)情報のシンセサイザーとして、d)宿題の文脈の中で個人化した学習に、e)自分の設計した個人学習に、参加する。
達成している	すべての児童生徒が、a) アクティブ・ラーニングに、b)協働者として、c)情報のシンセサイザーとして、d)宿題の文脈の中で個人化した学習に、参加する。
熟達	たいていの児童生徒が、a) アクティブ・ラーニングに、b)協働者として、c)情報のシンセサイザーとして、参加する。
進展しつつある	たいていの児童生徒が、a) アクティブ・ラーニングに、b)情報のシンセサイザーとして、参加する。
改善要	ある児童生徒が、a)情報のシンセサイザーとして参加する。

(表 2)

優秀	90%の児童生徒と教師が次のようにできる。a)情報を見つける、2)情報を評価する、c)州のデジタル・リソース、OER 及び印刷形のリソースを効果的に利用する。						
達成している	80%の児童生徒と教師	熟達	70%の児童生徒と教師	進展しつつある	60%の児童生徒と教師	改善要	50%の児童生徒と教師

5. 2 構成要素 2. 探究 (Inquiry)

学校図書館プログラムは、探究学習のための情報へのアクセスを準備する。それは、児童生徒と専門職員の学習を支援すると同時に、知識の探索、創造及び共有を含むものである。情報へのアクセスを準備し、生徒と職員の学習を支援する。領域 1～領域 4 の 4 領域から成る。

具体例：領域 2 (2.2.0). 学校図書館プログラムは、児童生徒が知識を追求、創造、共有するという学習に対する探究アプローチをベースにしている。

(表 3)

優秀	(2.2.1)図書館で行われるプロジェクトの 90%は、児童生徒に知識を追求、創造、共有することを要求する探究型学習モデルを採用している。						
達成している	80%のプロジェクト	熟達	70%のプロジェクト	進展しつつある	60%のプロジェクト	改善要	50%のプロジェクト

(表 4)

優秀	(2.2.2)児童生徒への図書館指導教育の 90%は、a)情報リテラシー・スキルに焦点を当て、b)発達的に適当であり、c)児童生徒中心である。						
達成している	80%の図書館指導教育	熟達	70%の図書館指導教育	進展しつつある	60%の図書館指導教育	改善要	50%の図書館指導教育

(表5)

優秀	(2.2.3)90%の探究型教育は体系的なアプローチを確実にするために、a)垂直的に調整され、協働して設計されている。						
達成している	80%の探究型教育	熟達	70%の探究型教育	進展しつつある	60%の探究型教育	改善要	50%の探究型教育

具体例：領域2(2.3.0). 学校図書館プログラムは多様なフォーマットの情報を取り扱うことによって、児童生徒が現実の問題を探索する機会を与える。

(表6)

優秀	(2.3.1)図書館で行われる探究型プロジェクトの90%は、現実世界の課題や問題に基づいている。						
達成している	80%のプロジェクト	熟達	70%のプロジェクト	進展しつつある	60%のプロジェクト	改善要	50%のプロジェクト

(表7)

優秀	(2.3.2)90%の児童生徒が現実世界の問題を解決するために、妥当な情報を見つけ、利用するという教育を受ける。						
達成している	80%の児童生徒	熟達	70%の児童生徒	進展しつつある	60%の児童生徒	改善要	50%の児童生徒

(表8)

優秀	(2.3.3) 図書館で行われる探究型プロジェクトの90%は、a)多様な見解を考える、b)批判的思考をする、c)情報に基づく決定を行う。						
達成している	80%の探究型プロジェクト	熟達	70%の探究型プロジェクト	進展しつつある	60%の探究型プロジェクト	改善要	50%の探究型プロジェクト

5. 3 構成要素3. 読書 (Reading)

学校図書館プログラムは、大学進学、就職、そして人生において必須のスキルである学習、個人的成長及び喜びにおいて必須のスキルである読書を促進する。領域1～領域4の4領域から成る。

具体例：領域1(3.1.0). 図書館は児童生徒に情報と喜びのために多様な文献を読むことを奨励する。また、図書館は、高質の物理的、バーチャルのコレクションをと多様なフォーマットのカレントなリソースへのアクセスを準備し、ステークホルダーからのインプットを反映するプラットフォームへのアクセスも準備する。

(表9)

優秀	(3.1.1) 図書館の90%の情報テキストは、a)アカデミック的にカリキュラムとマッチしている、b)現実の世の中の出来事と関連している、c)児童生徒の経験を反映している、d)社会的、環境的問題に関連している。						
達成している	80%の情報テキスト	熟達	70%の情報テキスト	進展しつつある	60%の情報テキスト	改善要	50%の情報テキスト

(表 10)

優秀	(3.1.2) 喜びのための 90% の図書館資料は、a) 多様なフォーマットやプラットフォームで入手（アクセス）可能であり、b) それらの資料は多様な見解を推奨しており、c) 個人的な読書ニーズに合っている。						
達成している	80% の図書館資料	熟達	70% の図書館資料	進展しつつある	60% の図書館資料	改善要	50% の図書館資料

(表 11)

優秀	(3.1.3) 90% の児童生徒及び職員から、彼ら彼女らの a) 個人的な読書ニーズを反映させるために、b) アカデミックな読書ニーズを反映させるために、c) 情報のための読書ニーズを反映させるために、リクエストがある。						
達成している	80% の児童生徒及び職員から	熟達	70% の児童生徒及び職員から	進展しつつある	60% の児童生徒及び職員から	改善要	50% の児童生徒及び職員から

具体例：領域 3 (3.2.0). 学校図書館プログラムは、研究ベースの戦略や国、州及び地方の読書の取り組みに参加することにより、リテラシー教育を支援し、補足し、向上させる。

(表 12)

優秀	(3.2.1) 90% のレッスンは、研究ベースの読書戦略を利用して作成、実施される。						
達成している	80% のレッスン	熟達	70% のレッスン	進展しつつある	60% のレッスン	改善要	50% のレッスン

(表 13)

優秀	(3.2.2) 図書館、学校及びコミュニティがスポンサーになっているリテラシー行事への児童生徒の参加が、毎月祝われる（記念される）。						
達成している	隔月	熟達	毎学期	進展しつつある	年に一度	改善要	2 年ごとか、それより少ない

具体例：領域 3 (3.3.0). 図書館資料は、カリキュラムや州基準のニーズに合致させると同時に、多様性、児童生徒の余暇のための読書や情報のための読書を反映させる。

(表 14)

優秀	(3.1.3) 図書館は、図書館委員会やレビュー・グループをサーベイすることにより、カリキュラムや読書に関連するリソースを評価し選択するよう、90% の児童生徒及び職員からのインプットを求める。						
達成している	80% の児童生徒及び職員から	熟達	70% の児童生徒及び職員から	進展しつつある	60% の児童生徒及び職員から	改善要	50% の児童生徒及び職員から

6. 考察

以上、『テキサス州学校図書館基準』の法的根拠と、その具体的な内容を概観した。学校図書館サービス基準が行政法の一部として規定されるのはテキサス州の学校図書館基準の 1 つの特徴である。

また、『テキサス州学校図書館基準』は7つの構成要素（実質は6）が挙げられていた。『テキサス州学校図書館基準』には学校図書館に対する新しい考え方（アプローチ）が反映されていると考えられる。例えば、アイオワ州の2019年作成の「アイオワ学校図書館プログラム基準」（Iowa School Library Programs Standards）では、「Teaching and Learning」と「Library Management」の2つの構成要素だけで構成されている³。また、カリフォルニア州の「幼稚園から12年生までの公立学校における学校図書館基準のモデル」（Model School Library Standards for California Public Schools, Kindergarten Through Grade Twelve）では、「1. Students access information」、「2. Students evaluate information」、「3. Students use information」、「4. Students integrate information literacy skills into all areas of learning」、の4部構成になっている⁴。

『テキサス州学校図書館基準』の場合、1997年に最初に作成され、2005年に改訂され（以下、「2005年基準」）。そして、2017年に再度の改訂が行われている。「2005年基準」の場合、構成要素は次のようになっている⁵。

基準Ⅰ：学習者中心の教授と学習（Learner-Centered Teaching and Learning）

基準Ⅱ：学習者中心の図書館プログラム・リーダーシップと管理運営（Learner-Centered Library Program Leadership and Management）

基準Ⅲ：学習者中心のテクノロジーと情報アクセス（Learner-Centered Technology and Information Access）

基準Ⅳ：学習者中心の図書館環境（Learner-Centered Library Environment）

基準Ⅴ：コミュニティとの学習者中心の接続（Learner-Centered Connections to the Community）

基準Ⅵ：学習者中心の情報学と図書館学（Learner-Centered Information Science and Librarianship）

2017年版の7番目の構成要素（付録）を抜きにして、「2005年基準」と2017年版を比較すると、「2005年基準」の「基準Ⅰ：学習者中心の教授と学習」が2017年版では「構成要素1. 情報リテラシー」と「構成要素2. 探究」に分離され、「2005年基準」の「基準Ⅳ：学習者中心の図書館環境」と「基準Ⅴ：コミュニティとの学習者中心の接続」が2017年版では「構成要素5. 安全な育成環境」に統一されていることが分かる。その理由を推察すると、「2005年基準」には次の4つの文書や方針と調整がなされていると記されている⁶。

- 1) 「テキサス・スクール・ライブラリアンの資格ガイドライン」（Guidelines for Certification of Texas School Librarians）
- 2) テクノロジーの長期計画、1996-2010（Long Range Plan for Technology 1996-2010）
- 3) テキサス州における必須の知識とスキル（Texas Essential Knowledge and Skills）
- 4) 「インフォメーション・パワー」（*Information Power: Building Partnerships for Learning*, American Association of School Librarians, 1998）
- 5) 「3~18歳までの教師のための図書館メディア基準」（*Library Media Standards for Teachers of Students Ages 3-18*, National Board for Professional Teaching Standards, 2001）

上記の1)「テキサス・スクール・ライブラリアンの資格ガイドライン」を見ると、そこに学習者中心の学校図書館プログラムのための6大基準が記されていて、その6大基準は「2005年基準」の6つの構成要素と全く同一である⁷。現在入手可能な「テキサス・スクール・ライブラリアンの資格ガイドライン」は2001年作成、2009年修正のものであるが、この6大基準は2001年にも存在し、「2005年基準」はそれを基礎にしたと推察される。なお、「テキサス州における必須の知識とスキル」は日本の学習指導要領に類似したものである⁸。

2017年版の大きな特徴は、従来、ライブラリアンの教育的役割を、「アイオワ学校図書館プログラム基準」のように「教授と学習」で示されていたのが、「探究的学習」の重要性が教育界や学校図書館界で認識されるようになり、「情報リテラシー」と「探究」に分割していると推察される。また、「読書」という

場合、アメリカでも日本の学校図書館界と同様、娯楽や余暇の過ごし方として強調されていたが、2017年版では「情報を得るための読書」も含めて、独立の基準にしていることがもう1つの特徴のように思われる。さらには、「デジタル・リテラシー教育」が「デジタル学習」という名称でデジタル・テクノロジーの導入、利用も含めて、独立の基準になっていることも特徴である⁹。

2017年版では、すでに上記したが、次の3つの文書や方針と調整がなされていると記されている¹⁰。

- 1) テクノロジーの長期計画、1996-2010
- 2) テキサス州における必須の知識とスキル
- 3) 3~18歳までの教師のための図書館メディア基準（2001, 2012年改訂）

「2005年基準」に記されていた「テキサス・スクール・ライブラリアンの資格ガイドライン」と「インフォメーション・パワー」は抜け落ち、「テキサス・スクール・ライブラリアンの資格ガイドライン」は考慮に入れた、と記しているだけである。「3~18歳までの教師のための図書館メディア基準」に関しては、2012年の改訂版と調整を取っている。この2012年改訂版は極めて斬新的な文書で、この文書の影響を強く受けているように思われる¹¹。

上記のように、『テキサス州学校図書館基準』には「テキサス州学校図書館の使命」があり、その項目には、「資格を有するライブラリアンと訓練を受けたスタッフは、学校コミュニティの中でリテラシーと探究の文化を育成する。教授チームの必須要員として、そのライブラリアンはカリキュラムの設計と実施において教師たち (teachers) と協働する (collaborate) 教師 (teacher) である」、という表現がある。この根拠として、テキサス州におけるスクール・ライブラリアンの次の資格要件があるのだろう¹²。すなわち、1) (テキサス州行政法の) 239.50 副章に記されているスクール・ライブラリアン・プログラムを成功裡に終えていること。2) (テキサス州行政法の) 239.50 副章に記されている試験にパスしていること。3) テキサス州高等教育調整委員会 (Texas Higher Education Coordinating Board) の認可を受けている高等教育機関から、最低でも修士号を取得していること。4) クラスの教師として2か年の教育経験があること。である。

7. 終わりに

本発表では、『テキサス州学校図書館基準』の法的根拠と具体的内容を考察した。学校図書館プログラム基準としては、最高レベルの基準のように思われるが、それは修士号まで要求する資格を有するスクール・ライブラリアンに支えられたプログラム基準であった。

その基準の中に、「テキサス州学校図書館の共通信念」の項目があり、次のように記されていた。

- 1) 学校図書館は、[生徒が]様々なフォーマットに入っている情報を効果的に見つけ、正確に評価し、倫理的に利用し、明瞭に伝達できるよう、対象を限定した指導を行って情報リテラシーを促進する。
- 2) 学校図書館は、知識の探索、創造及び共有を含んだ探究のための、情報へのアクセスを準備し、生徒と職員の学習を支援する。
- 3) 学校図書館は、大学進学、就職、そして人生において、必須のスキルである学習と喜びのための読書を支援する。
- 4) 学校図書館は、欠くことのできないテクノロジー・センターである。機器やオンライン・リソースへのアクセスを準備し、個人的な学習を支援し、プライバシー、安全性、エチケット、ネット上の誹謗中傷[に対する対応]、等のデジタル・リテラシーを教える。
- 5) 学校図書館は、[教師の]指導と[生徒の]学習のために必須であり、安全で、魅力的なセンターである。
- 6) 学校図書館は、準専門職の職員によって支援され、資格を有する専任のスクール・ライブラリアンが勤務している時、効果的である。

上記の信念は、6)を除けば、「学校図書館の機能」と置き換えることが可能であり、理想的な学校図書館の機能論として捉えることができる。日本の学校図書館界では学校図書館の機能として、「読書センター」、「学習センター」及び「情報センター」がよく取り上げられる。それら3機能論は一見分かりやすいが、概念的に整理する必要がある。例えば、「読書」と「学習」の関係や「学習」と「情報の探索や利用」とのつながりである。「読書センター」にも「情報センター」にも「学習」という行為が不可欠なはずである。学校図書館が学校において機能する（教育課程に組み込まれる）ためには、日本でも上記の5つの信念を「学校図書館の機能」として採用すべきだろう。そして、「学校図書館は準専門職の職員によって支援され、資格を有する専任のスクール・ライブラリアンが勤務している時、それらの機能は効率よく達成される」、という表現が当然となるべきである。

現在、新しい学習指導要領で目指されている探究型学習に関しては、学校図書館及びそれを支える専門職の人材が不可欠である。根本彰が指摘するように、「伝統的な知識伝達主義の教育から知識構成主義への教育の移行」があって、学校図書館及び学校図書館員は教育課程において不可欠な位置づけを得る¹³。ただし、戦後のGHQの教育改革から現在に至るまで、徐々に知識構成主義の教育にシフトしつつあるものの、依然として知識伝達主義の教育に重きが置かれている。教育課程における学校図書館の位置づけを確固たるものとし、そこに従事する専門職員の配置のためには、学校図書館と教育や学習の関係を根底から検討していく必要がある。

¹ Texas State Library & Archives Commission and Texas Education Agency, *School Library Programs: Standards and Guidelines for Texas*.

<<http://txrules.elaws.us/Gateway/codepdf//TITLE13/PART1/CHAPTER4/SUBCHAPTERA/4.1/2018-11-29/PDF/201800693-1.pdf>>.[引用日: 2021-12-23]

² *Texas Education Code*. <EDUCATION CODE CHAPTER 33. SERVICE PROGRAMS AND EXTRACURRICULAR ACTIVITIES (texas.gov)> .[引用日: 2021-12-23]

³ Iowa Department of Education, *Iowa School Library Programs Standards*. <[School Library Standards 2019-03-08.pdf](#) (educateiowa.gov)> .[引用日: 2021-12-23]

⁴ California State Board of Education, *Model School Library Standards for California Public Schools, Kindergarten Through Grade Twelve. 2010*. <[Model School Library Standards - Curriculum Frameworks \(CA Dept of Education\)](#)> .[引用日: 2021-12-23]

⁵ School Library Programs: Standards and Guidelines for Texas. <[School Library Standards \(texas.gov\)](#)> .[引用日: 2021-12-23]

⁶ School Library Programs: Standards and Guidelines for Texas. <[School Library Standards \(texas.gov\)](#)> .[引用日: 2021-12-23]

⁷ Texas Administrative Code, Title 19, Part 7, Chapter 239.60. *Standards Required for the School Librarian Certificate*. <[TITLE 19 \(texas.gov\)](#)> .[引用日: 2021-12-23]

⁸ Texas Education Agency, *Texas Essential Knowledge and Skills*. <[Texas Essential Knowledge and Skills | Texas Education Agency](#)> .[引用日: 2021-12-23]

⁹ 因みに、最も称賛に値すると思われる、2014年作成のカナダの学校図書館基準『学習をリードする』(*Leading Learning*)では、「1. Collaborative Engagement」、「2. Advancing the Learning Community」、「3. Instructional Design」、「4. Fostering Literacies」、「5. Learning Environments」、となっている。(Canadian Library Association, *Leading Learning*. 2014. <[Leading Learning – Standards of Practice for School Library Learning Commons in Canada \(canadianschoollibraries.ca\)](#)> .[引用日: 2021-12-23])

¹⁰ School Library Programs: Standards and Guidelines for Texas. <[School Library Standards \(texas.gov\)](#)> .[引用日: 2021-12-23]

¹¹ National Board for Professional Teaching Standards, *Library Media Standards*. 2nd ed. 2012. With Preface revised in 2015. <https://www.nbpts.org/wp-content/uploads/ECYA-LM.pdf>>. 大城善盛「全米教育専門職基準委員会 (NBPTS) の「ライブラリー・メディア基準」(2012年版)に関する考察」*Journal of I-LISS Japan*. Vol. 4, no. 1, 2021, p. 3-26. <[Journal of I-LISS Japan Vol.4 No.1.pdf \(coocan.jp\)](#)> .[引用日: 2021-12-23]

¹² Texas Administrative Code, Title 19, Part 7, Chapter 239.60. *Standards Required for the School Librarian Certificate*. <[TITLE 19 \(texas.gov\)](#)> .[引用日: 2021-12-23]

¹³ 根本彰『教育改革のための学校図書館』東京大学出版会, p.285-321.